

憲法週間

5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの1週間は、憲法週間です。

憲法の基本理念の一つに「基本的人権の尊重」があります。憲法第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享受を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と明記されています。

次に中学校の教科書（公民）の基本的人権の部分を紹介します。

人権を保障すること

わたしたちが自由に人間らしく生きていくことができるように、平等権、自由権、社会権、参政権などの基本的人権が保障されています。人権の保障は、一人ひとりの個性を尊重し、尊厳をもって人間らしくあつかうという「個人の尊重」の原理（憲法第13条）にもとづいています。

個人の尊重は個人の自由と結びつく一方で、法の下での平等（憲法第14条①）とも結びついています。なぜなら、ある人を特別に有利にあつかったり、不利にあつかったりすれば、個人の尊厳が損なわれるからです。一人ひとりをかけがえない個人として尊重するためには、すべての人を平等にあつかうことが必要です。

人権の保障は、第一に国家に向けら

れています。国家に対して、個人を尊重して自由な活動や幸福で平和な生活を実現することを要求しているのです。国家は、個人の自由を侵害してはならず、また、人々の生活の安定と福祉の向上を図り、差別をなくすなどの人権保障をおし進めていかなければなりません。

誰もが持っている人権

人権は、大人も子どもも、老人や女性、障がい者も、すべての人々に保障されています。もともと、わたしたちは、ふだんの生活で人権が保障されていると感じることはあまりありません。しかし、人権がいかに大切かは、例えば、政府を批判する人々がとらえられたり、デモが禁止されたり、本や手紙が検閲を受けたり、電話が盗聴されたりすることを考えてみればよくわかります。

人権の保障は、社会の中で差別されている人々、弱い立場にある人々にとつて、特に大切です。その人たちが、差別や人権侵害をうったえ、その救済を求めて政府や社会に働きかけるとき、その主張を支えるのが人権の保障だからです。（「新しい社会・公民」東京書籍）

憲法週間は、憲法で定められた基本的人権の大切さについて考え、自分自身を振り返るよい機会です。自分自身の問題として、なぜ一人ひとりが尊いのか、なぜ自由や平等が大切なのかを、改めて考えてみてはいかがでしょうか。

運転免許自主返納支援事業

運転免許を自主的に返納し、スマイル大山号の利用登録をされた町民の方に、スマイル大山号の回数券を交付します。

◆交付内容

スマイル大山号回数券3冊
*1冊は500円券×6枚

◆対象となる方

次のすべてに該当する方
●平成26年1月1日以降に有効期限のある運転免許を自主返納された町民
●スマイル大山号の利用登録者

者

●町税等の滞納（世帯全員を含みます）がない方

◆申請に必要なもの

次のものを準備し、定められた期限内に企画情報課、または各支所総合窓口課で申請してください。

①「申請による運転免許の取消通知書」または「運転免許経歴証明書」（以下「証明書」）

※タクシーを利用される際に「運転経歴証明書」を掲示すると、タクシー運賃1割引のサービスを受けることができます。（鳥取県タクシーハイヤー協力支援）



②印章

*①は運転免許センター、または警察署で自主返納したときに交付されます。

*証明書の交付申請には、手数料1,000円が必要です。ただし、交通安全協会の方は、免許センター又は交通安全協会で、手数料1,000円が支給されます。

*警察署で証明書の交付申請をされる場合は、受領まで2〜3週間程度かかります。

◆問い合わせ先

企画情報課

☎0859・54・5202